

平成20年11月14日

【部会長】 どうも御苦労さまです。調査部会第6回、今日が最後のはずですので、よろしくお願ひします。

今日は、議題、4つですね。議会の役割と権限について。2番目、議会の責務等について、3番目に議会の会議・会期外活動について、それから4番の議員の役割ということで進めさせていただきたいと思ひます。

早速ですけれども、議会の役割と権限について御説明お願ひします。

#### 1・議会の役割と権限について <事務局：検討資料読み上げ>

【部会長】 何かございますか。特にないですか。

【影林委員】 1点だけ。最初ですけれども、「団体意思の決定機関であるとともに、まちづくりを推進する機関」ということで、まちづくりの定義にもよりますけど、執行機能的な要素というか、まちづくりを推進することが入っているの、その辺議会としてはどのように、どう思われますか。

【樋口委員】 基本構想のところに「市民自治を推進する機関」ということもあって、それが「まちづくりを推進する機関」ということで、条例案文は変わっているんですけども、両方ともにちょっと違和感を感じるというところはあるんですけどもね。両方ともというのは、市民自治という部分と議会というものと、要は代表制民主主義じゃないですか。そこの団体でその市民自治という言葉が、もちろん推進するための動き方という要素はあるんですけど、このキーワードが何か分からへんなあというようなイメージを持つと、今おっしゃっている「まちづくりを推進する」という、主体的にという部分は余らないと、執行部の役割なので。ただし、先ほど申しましたように、これも側面から、あるいは市民の声を執行部に伝えて、要は執行部に動いてもらうという立場での推進役というのはあり得るのかなということで、違和感があるけど、間違いではないと思うんですけど。

【影林委員】 まあ、受け入れられているところと思うんですけど。

【樋口委員】 今日の議題に関しては、今ここで言うておいた方がいいのかどうかあれ

なんですけれども、実は議会で議会改革に関する検討会というものを設置して、かなり風呂敷広げて、これからの議会のあり方という部分について、議論を進めているところです。去年の6月以降にそういう議論を始めて、1年以上経過しているんですけども、まだ全ての項目、検討課題について、検討を終了していないという段階です。ただ、この基本条例に関しては、非常に大枠の枠組の話が決められるということですので、ここで特段今進めている話と齟齬が出てくるところというのは、そんなにはないだろうと思っているんですけども、議員さんによっては、ここがどうや、こうやというような御意見のところもあるんじゃないかと。そこの具体的な審議というのは、条例案として上程された後に、議会としては吟味していくということになるんですけども、そこで出てくるもの、最終的に決まるものと、そこに挙げられてくるものとの距離感があんまりあっても、またちょっと御迷惑をかける部分もあるのかなと思いますので、そういう意味では、事前に議会の方の議員さんがどんな考えでこられるのかというところを、ちょっと事前に入れておくか、できればパブコメまでに、そういうものを入れて、パブコメの案を、出す案を作っていたかどうかというのが、一番流れとしていいのじゃないのかなと思うんですけども。

そういう立場で、今日は臨ませていただこうかと思っております。でも、今申し上げた、各論部分で申し上げたのは私個人の意見ということで、議会なりのということでまだ意見を集約して持ってきているわけではございませんので、ちょっとその辺は時間をいただけたらと思っています。

ですので、今日はできるだけ、あんまり私の意見を述べるのは、ちょっと遠慮させていただきながら、皆さんの御意見を伺って、それを議会に持っていきたいなと思っています。ただ、今言ったように、私の個人的なお答えはしていきたいと思っておりますので、そういうスタンスであるということだけ、ちょっとあらかじめ御了承いただきたいと思っております。

【部会長】 議会の委員会は何ていうのかな。

【樋口委員】 議会改革に関する検討会。

【部会長】 検討会か。

【樋口委員】 それは基本的に、各会派あるいはグループの代表が7人いるんですけども、その7人が代表として入っていて、かつ、その下に部会を3つ設けていまして、それぞれに全議員がどこかの部会に参加するというので、全員で考えましょうということをやっている会議です。部会も、市民参加・広報部会という、これは市民に開かれた議会を目指そうということですね。それと行政監視部会ということで、行政監視の機能を、チ

ェック機能を強化してくためにどうするかという。それと議会活性化部会という、議会の運営のあり方とか、あるいは委員間での討論の仕方とか、そういうところを議論している部会、この3つを立てて、それぞれ七、八人ずつで構成されたもので、それを集約する場として検討会があって、最終的には、議会運営委員会とかあるいは本会議というところへ上げながら議決して行って、やられることもある。それを続けていくということになるんですけども。検討作業は、そういうところでやっていくということです。

【首藤委員】 これちょっと質問ですけど、基本構想では「市民自治を推進する」となっていて、条例例示では「まちづくりを推進する」となっているんですけど、使い分けというのは、どういうことになっているんですか。

【事務局】 この協議会の中でも、市民自治については団体自治と住民自治があるんですけども、基本的に条例が目指そうというのは生駒のまちづくりというところでございましたので、こういうふうにさせていただいているんですけども。

【入口委員】 基本的には、別に大きく異論はないんですけども、全部ずうっと見渡して、いわゆるまちづくりという言葉がたくさん出てきて、それから前文にも、もともとの原案はたくさんありますしね、規定なしで。一方で、総計では総計でまちづくりの定義をしたいと。あんまり多用しない方がいいんじゃないかというのが私の意見なんですけどね。ちょっとイージーかなという危惧をしているんですけども。

【事務局】 結果的には、まちづくりのところへ、以前の幹事会の案ですけども、何らかの主語をつける。住民のまちづくりとか、全体的なハード面的なまちづくり的なものの使い分けをしようというような話もありますので、それについては、また全体会の段階かそれ以降の検討会でも、加えてもらわなあかんと思うんですけどもね。

【入口委員】 イメージでしゃべって申しわけないんですが、まちづくりのちょっともう少し具体的に話になっているが気がするんですよ。こちらの。ちょっと前、資料をくれたと思うんですけども、まちづくりを決めるんやったらまちづくり条例みたいなものを作るときに、具体的に決めた方がいいんじゃないですかね。市民自治はもう少し広い意味だから、あんまり多用しない方がいいんじゃないかと思っているんですけど。そういう意味では、基本構想案の市民自治でいいのかなという気がしているんですが。

【部会長】 僕の記憶では、議論の過程では、議会と市民参加の関係はどうなんだみたいな議論があってね。それで結局、議会としても、市民参加や市民自治を推進する機関に位置付けたらいいんじゃないかという議論になったと思っている。だから議会もむしろ積

極的にというような感じで。それが「まちづくり」になったときは違うんじゃないかと。そういう意味で、入口さんと感じは似てるけどね。拡散しちゃうんじゃないかと。

具体的なイメージが出過ぎちゃったのがあって。これは市民自治の推進の方がまだ広い意味でいいんだろうと。

**【事務局】** 市民自治という言葉につきましては、地域コミュニティ部会なんですけども、別の市民自治の定義というものを条例案として上がっておりまして、その条例案を申し上げますと、「市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう」ということで、地域における住民自治というようにとらえ方をしているんです。それを引っ張ってきて、市民自治協議会というようにところに結びつけていくための定義をそういう形でしているという部分がございます、ここの解説に書かせていただいていますように、「市民との協働によりまちづくり、市及び市民が行う生駒市づくり」ということで、もう少し、ここでいう議会の役割としては、住民自治という地域における市民自治というようにとらえ方に戻って、もう少し大きな視野で、生駒市全体をつくっていくまちづくりという定義の方に置きかえた方がいいんじゃないかというような思いもございまして、狭義の市民自治というよりも、大きな意味での生駒市づくりという、まちづくりという言葉を使わせていただいたところです。

**【入口委員】** だとすると、これ表題が市民自治検討委員会でしょう。その中の市民自治を狭義の意味で定義するのは、それちょっと逆なんじゃないですか。

**【事務局】** まちづくりという言葉があると思うんですけども、幹事会等でも御議論いただいているんですけども、前文の中、前文以下でまちづくりというのが確かにたくさん出てきますが、そのまちづくりにも住民自治に当たるものがあるでしょうし、団体自治にかかわるものもあるでしょうし、全体としての生駒市づくりというようなイメージでとらえている部分というのはあるだろうということで、この辺をきっちりと前文ないしは前文の解説のあたりで押さえた上で、使い分けをしていきたいと思いますということになっていたかと思うので、ここでいう議会の役割としてのまちづくりを、全体としての生駒市づくり、住民自治、団体自治を含んだ大きな意味でのまちづくりということで書いた方がいいんじゃないかということで、こういう表現をさせていただいたということです。

**【首藤委員】** まちづくりというと、従来もあるわけですよ。まちづくり。当たり前のことですね、これ。議会でまちづくり。生駒市全体でするんだったら、これ、条例に定

めなくても前から当たり前の機能である。それと今回、条例として市民自治とするんだっ  
たら、市民自治によるまちづくりとかにしないと、新しく定める意味がないような感じが  
するんですよ。

市民自治を推進するとなっているんなら、ここも「市民自治を推進する」とした方がい  
いんじゃないですかね。

【部会長】        という意見が多いんじゃないかな。

【入口委員】     私だけかも。

【部会長】        その方が的確でないかと思います。議会までに、まちづくりのことの御意  
見ちょっと賜りたいです、それで。むしろまちづくりについては定義しているけれども、  
議会の枠で言えば、市民自治との関係をはっきりさせた方がいいのかなという感じですね。

大綱の表現に戻す。いいですか。

意味的には、まちづくりなんだけど、表現としては、市民自治で出していった方が、従  
来との違いをはっきりできるんじゃないかと。じゃ、それに合わせていただこうか、大綱  
の表現に。「市民自治を推進する機関」に。

はい、そのほかございませんか。ついでですから、議会について。

【入口委員】     これも同じなんですけどね。その第2項の後ろの方に、「監視及び牽制」  
という言葉があるんですけど、ほかのところでも入っているんですけども、牽制て何かマ  
イナスのイメージがあるんですけども、その辺がちょっとどうかなという気がしたんです  
けど。

【部会長】        これは多摩市で入ってるな。

【小笹委員】     いや、みんな入ってます。

【入口委員】     監視という言葉は……。牽制も入ってますね。

【首藤委員】     牽制。

【入口委員】     牽制というだけでも。

【部会長】        牽制するっていったら英語で言ったら何ていうの。

【首藤委員】     牽制いうたら、何か変ですね。ジェスチャーでこうやるような感じでは  
ね。

【小笹委員】     特にそういう言葉を、地方自治の教科書的なものには使ってますよ。牽  
制と。使っているんです。そういう機能を期待されているわけです、相互牽制という形で。

【樋口委員】     例えば監視というと、やっていることに対して、間違っているか間違っ

てないかということをチェックするという意味合いが強いですけれど、例えばこんなことをしたらどやとか、住民意見が上がってきたときに、それを提言なり提案という形で、行政に伝えていくのは、恐らくその牽制ということに入ってくるんかなと思うんですけどもね。

【小笹委員】 いや、もっと積極的に牽制というのを使ってると思う。双方が独走しないような設定で。

【部会長】 独走しないようにね。

【入口委員】 それとまた、この前の決まった条例の中で出てましたやんか。議員さんが、職員に口利きか。それと牽制は似てる話じゃないんですか。

【樋口委員】 そうですね。それもありますね。ただその監視というのは、そういう意味では、牽制ということの一部、牽制するために行う行為としての監視であるということにもなるのかなと。

【首藤委員】 この牽制というのは、そういう地方自治の流れは、いい感じの言葉で使われているんですね。積極的な。一般的にだから、野球を牽制するときに、こういうふうなジェスチャーして、何か驚かせるような感じじゃないですか。

【小笹委員】 国でしたら、議院内閣制ですから、行政もそうですけど、国会議員の中から多数派の議員が選ばれるわけですよ。それでその与野党が牽制をするわけじゃないんですか。ところが、地方自治の場合は二元代表制ですから、片方も公選で選ばれた市長で、片方も公選で選ばれた議員で、独走をそれぞれが抑制をするという意味での牽制。議会の中で牽制をしてますじゃないですか。与野党とか、国の場合であれば。

【首藤委員】 分かるんですけどね。

【田中委員】 独裁者を出さんためやろ。

【入口委員】 これは、条例解説した場合に、文章として、一般の人はどういうことかなということになります。そういう説明を受ければ何となく分かると思うが。

【小笹委員】 だから、むしろ牽制し合う機関であるという認識を、逆に僕らは市民の人に持ってもらった方がいいと思うんです。

【田中委員】 それは、賛成やな。

【小笹委員】 何かこう馴れ合う機関でもなければ、翼賛機関でもないし、かといって、足を引っ張り合う機関でもない。

【田中委員】 僕は、大事やと思うな。牽制とかはな。僕は積極的な意味で大事やと思

う。大統領やからな、市長なんていうのはな、ある意味では。だから、一番必要なような気はするけどな。

【小笹委員】 だから、相互が、公選で選ばれているという正当性を背景に持っていて、牽制をし合うということやと思うんですね。

【入口委員】 そこは入れた方がいいわけですね。

【小笹委員】 そう、私は思いますけどね。

【首藤委員】 なるほど。

【樋口委員】 それでいくと、何か文句が頭にくるのかなと思って。執行機関を牽制し。牽制するためにと。並ぶと、何か行為の1つのように見えてくるんですね。

【部会長】 そうか。その意味では、二元代表制というけども、我が国の制度は1.5制だよな。首長が代表権を持っていると同時に、予算編成権、執行権持っているし。でしょ。アメリカも二元代表制だけど、アメリカの大統領に予算編成権がないの。予算を編成するのは、議会。それぞれ権利を分散している。予算執行権は大統領だけど、予算編成権は議会というように。だから大統領が何か言っているというのは、あれは議会にこうやってねと言っているだけで、それこそ権限分散型だね。ところが日本の場合は、首長の方に予算編成権もあるし、執行権もある。そういう点では、議会が非常に弱い。その点では、牽制というよりもさらに何か執行機関を、ほっておけば独走するだろうという意味では牽制というのはもっと重い意味があるかも知れないな、仕組みを見ると。ということを実は説明書に書いてもらうべきかな。牽制する機関としての。非常に強いんだよ、日本の首長は。最強の首長。それでも議会の役割も重い。アメリカの場合は、議会が予算編成するわけで、議会自身に予算編成権がある。だからこないだ、下院が否決して大変だったけどな。だから原案執行権がないわけですね。自治体では、原案執行部。そこで、牽制をもっと大きく書いた方がいいかも知れないね、太字で。

ということによろしいですか、牽制に対しては。

【首藤委員】 はい。

【事務局】 今のところじゃないですけど、条例解説案例示の3つ目のポツのところの2行目の、検査請求権になっているんですけど、これ監査請求権。

【部会長】 ああ、そやね。

【事務局】 ということで、御訂正の方よろしくお願いします。

【部会長】 議会の監査請求やね。

【李委員】 さっきの一番最初の論議のところ、「まちづくり」をやめて「市民自治」というふうに変えるようになったんですか。

【部会長】 そうそう、そうそう。

【李委員】 最初の市民自治を推進するというのも、少し議会が市民自治というのは、どういう意味かなと思ったんですね。その次の、まちづくりというのは、ちょっと漠然としているなと思ったんで、「市民自治によるまちづくり」とかにした方が、ずっと入ってくるんですけど、それはどうなんでしょうか。何か。

市議会というのは、まちづくりっていうイメージがすごくあるので、市民自治を推進するのは、市民だし、市だしというイメージが凄くあって、市民自治を推進するっていうのが、ちょっと違和感があるんですけど、そういうことはないんですか。

【部会長】 僕なんか言っている議会が市民自治を推進する、要するに議会といたら、市民参加条例だって、条例を作ったよね。積極的に市民自治を推進する議会というふうを考える。

【李委員】 じゃ、そういうふうに、考えを変えていった方がいいんですね。

【部会長】 だから議会が市民自治と関係ないというんじゃないで。

【李委員】 そういう意味じゃなくて、市議会という、主語は市議会なんですね。

【部会長】 そうそう。

【李委員】 議員は、一人一人市民自治に参加するということで、市議会が市民自治を推進するというのは、そういうまちをつくっていくという……。

【部会長】 要は、仕組みやね。

【李委員】 仕組み。

【部会長】 市民自治の仕組みを作っていくというふうな……。

【李委員】 仕組みを作っていくということですね。

【部会長】 議会も協働に従うという。そういったやり方でやってる条例を作ったり、あるいは例えば市議会の審議に市民が参加していくとかね。今でも公聴会とかあるけども、難しいんだけど、そういったものをマルチに使って、議会自身が市民参加を進める。

【李委員】 分かりました。

【部会長】 そういう意味で、あんまりないので、そういう市民参加という、市民自治を強調した方がいいんじゃないかと。そういう意味です。

【李委員】 じゃ、それで私も理解できます。



【事務局】 解説の方がこのままでいいのかどうかということなんですけども、例えば今の、去年の先生の意見も含めて作って、「市長をはじめとする執行機関と同様、市民との協働によりまちづくりを」というところは、ちょっと意味合いが変わってくるのかなという気がするんですが。

【部会長】 市民との協働によりって書いてあるから、それは含まれてくるんじゃないかと思うんだけどな。市民自治の規定にね。

【事務局】 ストレートに今のところを「機関であるとともに、立法機能を通じて市民自治を推進する役割を担う」というような。

【部会長】 そうですね。その方が丁寧かも知れんね。

【事務局】 書き方にした方がいいかなと。ストレートになる。

【部会長】 分かりやすい。

【首藤委員】 解説案の方も変えるわけですね。

【部会長】 はい。次、議会の責務やな。

## 2・議会の責務等について <事務局：検討資料読み上げ>

【部会長】 皆さん、いかがですか。

まず、「議決機関」と言い方が引っかかる。これは地方自治法の規定だよな、たしか。議事機関か？

【小笹委員】 憲法が議事機関じゃないですか。

【部会長】 地方自治法は「議決」。とりあえず、議決機関というのは、何か受身なんだよな。来た案件を議決する感じなんです、僕の間では。だから、むしろ後の方に「立法機能の強化」ってあるじゃないですか。むしろ「立法機関」にした方がいいんじゃないかな。自ら立法するというので。議決機関の方が受け身で、そういうふうな感じなんだけどな。

【首藤委員】 そうですね。立法機関に。

【部会長】 立法しているんでしょ。

【樋口委員】 これからは、立法機能というのは、かなり強く求められてくる。十分な審議をしようと思うと独自のルールを決めなきゃいけないので、そういう意味では、立法機能というものをどれだけ発揮できるのかというのが、議会の値打ちをそこでも見られて

いくような面があるん違うかなと。

【首藤委員】 だから、これから市民自治進むと、市民からの提案とか要望が出るわけで、それを踏まえて、議会そのものも立法をしていかなきゃいけない。そうしないと、多岐にわたるような提案が立法ではまとまらへんということですよね。

【小笹委員】 ということが期待されるんですよね。けども、その体制には全くない。

【入口委員】 全くないですか。

【樋口委員】 法制スタッフがいないとかね、そういう意味での話。

【小笹委員】 執行部、要は行政側はそれぞれ各担当課の人が作業するんでしょうね。で、法制担当の方がおられて、そこでチェックをかけて、他の条例との整合性を精査して、議案として出してこられるわけですよね。その点、議会事務局で8人。

【首藤委員】 今の議論、生駒市の議会事務局の人が……。

【小笹委員】 議員が24人で、議会事務局が8人で、しかも議事係が4人やから。だから……。3人か。

【樋口委員】 庶務3人。

【小笹委員】 だから24人の議員が一遍に条例を作ろうともしか動き出したら、とてもスタッフとしても回らない。

【首藤委員】 確かに、国会議員と違って、秘書はたくさん持てませんものね。国会議員は結構秘書もってね。

【小笹委員】 日本の国会議員ですら弱体化しているんじゃない……

【首藤委員】 国会議員の場合は、政策秘書が……。

【小笹委員】 衆議院も参議院も法制局があるんで。

【部会長】 だから政策まで持っていくためには、やっぱり議員の立法機能、政策機能ですよ。それをいつも政策秘書を通じてや、シンクタンクなんかなんですね。それをシンクタンクの使い方とお金、政務調査費、そっちの方にかかってくるね。

【樋口委員】 アウトソーシングできるほどのお金ではない。

【部会長】 だからそれ、ここは「議会の責務等」になっているからな。市の責務になっていかないかなのかな。市の責務として、議会の立法機能を支援するとかいうのが必要な規定かも知れんな。ほかのところにはないからな。入れてみたらどうかというのがあって。

【小笹委員】 そこで1つの案でないかも知れないけど、議会事務局を、要は市役所の職員さんが、人事異動で議会事務局にきてはるわけですよね。監視機関であり、しかも牽

制しないといけない機関やけども、結局は雇われるところは一緒。出向できてはるわけですよ。地方議会の事務局というのを、何か広域連合を作って、そこで活動をして、議会事務局という1つの何か職を作るとかしないと、本当の意味での監視機関、牽制をする機能、機関として、それは役割は果たせんと違うかなと、ふと思うんですが。

【部会長】 栗山町議会の事務局長さん、彼は12年間で長いんだよ、彼。だからあれであるようなことができるんだよ。それと議員さんで凄い人が出てきたので、ペアでやっているんですわ、栗山は。そういう意味で議会事務局自身が独自性を持った専門機関みたいな。国会にはあったよね。3つある。内閣と衆議院と参議院、立法法制。

【入口委員】 それこそ簡単なのと違いますの？ 何か条例作ればいいん違いますの。1本。

【小笹委員】 だから、市議会自体が作れない。その広域連合を作るに当たって。

【樋口委員】 市の中で独立機関を持つと、そこで人事の交流ができなく、活性化ができなくなってしまうんですね、閉じた世界を作ってしまうと、小さい単位で。そうすると例えば奈良県とか近畿とかいう大きなエリアで、事務局機能を持つ何かグループや組織を作って、その中で人が回せるように。そうすると、スキルアップも図れますし、その地域地域の事情で担うべき役割が変わってくるかも知れないんですけども、人事交流をしたり、スキルアップしたりすることは可能ではないかということなんです。そこが1つ大きなネックになるんですね。

それから、課題としては、いろんところで挙げられているんですけども、なかなか実施に向けた議論はされてないですね、今まで。

【小笹委員】 条例を作れ、立法機能を強化しろというのは、あっちこちで言われるんやけど。体制が整ってたら……。

【首藤委員】 お金も、予算もたくさん持ってないんですね、今は。お金があれば、ちょっと調査機関にお願いして、野村総研とかね。どんどん使えますからね。三菱総研とか。

【樋口委員】 行政、執行部は、いろいろアウトソーシングでシンクタンクを使ったり、コンサルを使ったりということがあるんですけども、議会でそれができるところというのは、実は政務調査費がそこそこあって、会派のまとまりというのが、10人や20人の会派の規模のところであれば、実は何百万という、まとめればそういうお金になっているので、一部そういうこともやっているところもありますけれども、なかなか生駒市議会のボリュームというのか、お金のボリュームでは、なかなかそこまで難しいかなと。

【首藤委員】 そうすると、今度は、「議決機関」じゃなくて「立法機関」にすると矛盾がでてくるね。

【部会長】 相当あるね。

【小笹委員】 そういう役割、機能を果たしていかないといけないんだということを条例で明記するというところに意味があるということですね。当たり前のことですよ。当たり前のことが実はあんまり考えられてこなかったということ。

【首藤委員】 そうですね。だから、ここは「立法機関」にしといた方がいいかも知れませんね。

【樋口委員】 根拠があれば、動きが出てくる可能性もあるので。

【影林委員】 意思決定機関とか、そういう表現の方がいいかなと。立法機関だけで片づけてしまうのは、ちょっとどうかなと。後段に、立法機能の強化に努めなければならぬとか、4項で出てますので、そこまで立法機関という表現だけでくくってしまっているのか、ちょっとそこら辺はどうかなと。

【部会長】 その機能の観点と、やっぱり「立法機関」と出しておいた方が、方向性という意味で、これから変えていく土台になるんじゃないかということ。意思決定機関というのは、だから他の団体も最高の意思決定機関ってあるね。それをどういうふうに位置付けるかとかいうね。そういう点では、うちの方にないからさ。意思決定機能というのかな。

【小笹委員】 立法というのは、主体的に議会から、要は議員立法の形でやるという意味だけではないじゃないですか。執行部が出してくるものを最終的に条例として決定するのは議会なんやから。それは、自分らが積極的に出していく場合も、執行部から出てきたものを議決するというのでも、どちらにしても立法機関というとらえ方、それはそれでいいかと違うかなと。

【影林委員】 条例とかそういうのは、財産の取得、他にもいろいろ検査とか検閲とか、牽制とか、いろいろとそういう要素もあるんだけど、そういうように思ったので。確かに条例については、そういうことなのかなと。

【小笹委員】 トータルで考えた方がいいのと違いますか。

【部会長】 そしたら、「市議会は、立法機関であり意思決定機関である」というふうにすればね。

【田中委員】 そうですね。

【部会長】 併記すると。いいですか、それ、併記で。

【田中委員】 はい。

【事務局】 立法機関であり、意思決定機関。

【部会長】 「としての責任を」。ちょっとくどいけどね。

はい、それでは次に議会の会議・会期外活動。

### 3・議会の会議・会期外活動について <事務局：検討資料読み上げ>

【部会長】 何かございませんでしょうか。

【小笹委員】 原則、「開かれた議会として議会での審議過程を明らかにするとともに、市民が自由に、また、積極的に会議を傍聴できるよう会議の原則公開を定めています。ただし、地方自治法115条の規定により秘密会とした場合は、その理由を公表しなければならないとしています。」と解説案例示であるんですが、例えば、原則公開の会議でそのときの審議内容によって、委員会で諮って非公開にするという場合があるんですね。だから、自治法115条の秘密会だけではなくて、非公開の会議というのはあり得ると思うんですわ。

【樋口委員】 秘密会にすると、そこでの審議内容に対する守秘義務とか、そういうものがついてくる。ついてこないような非公開の……。

【小笹委員】 非公開というのもあり得るということです。

【樋口委員】 そこは、否定はされてないはずなので。

【小笹委員】 例えば、特定の個人の利益、不利益に係るような問題を議論する可能性は全くないわけではないじゃないですか。

【事務局】 うん、それは分かりますけど、そやけど、一応開かれた議会ということで、原則公開というのは、これは別に構わないですよ。それは。

【樋口委員】 ですから原則が問題だと言っているんじゃないでなくて、解説文として、それ以外のものもありますよと。

【事務局】 115条だけにするというのとはということですね。

【小笹委員】 ただし適当と認められるときは、非公開とすることができるというのが、必ずしも自治法115条の秘密会だけではないということですよ。

【事務局】 そうですね。解説案のこれ、ただし以下の場合にはまでのところを、ただし

会議を非公開とした場合は、でくくってしまっても、そういう表現でくくってしまってもよろしいでしょうか？

【小笹委員】 その理由を公表しなければならないというのが……。できんことはないですけどね。できんことはないですから。だけど……。

【部会長】 大体、個人情報じゃないか？

【小笹委員】 ですね。非公開にするというのは。

【部会長】 あるいは、法人情報とかね。

秘密会の場合は、こういう手続規定があるんですね。非公開にしますというのは……。

【事務局】 「秘密会を含めて会議を非公開とした場合は」という表現で。

【部会長】 そうですね。そうしたらいい。秘密会を含めて会議を非公開とした場合には、その理由を公表すると。

【事務局】 「秘密会を含め」ですか。

【部会長】 その理由を公開するものとする。

【事務局】 地方自治法第115条の規定の秘密会を含め、会議を非公開とした場合は。

【樋口委員】 解説案の例示のところが、「非公開が適当と認められるときは」という、これが何かというのを解説せんといかんのやろうと思うんですねどね。ここが曖昧だと、いろいろな……。

【小笹委員】 不信感を持ってしまう。例えば個人情報に係ることなど。理由に入れとかな。そういうのがないと。

【樋口委員】 そういった手続、会議の中での指針があってというような。

去年そういう手続き踏んでやっているんですね。そこをある程度、明確にされて……。

【小笹委員】 また議会で相談されて。

【事務局】 ここでその理由を公表しなければならないと書いてますやんか。ということとは、結局非公開とする場合は、その理由があるということですから。

【田中委員】 適当というのは、それ自体が、何となく適当な感じで、言葉が悪いん違うんかいな。例えば適切とか、そういうちょっと変えてやったら、そんないい加減なふうに見ないのと違う？ 適当と言うたら、いかにも適当そうやからな。

【樋口委員】 公表において明らかになるんですよ。なるんですけれども、要は、任意に、恣意的にそこをやってないよ、やらないぞということは、一言入れておいた方が。

【小笹委員】 その解説が要ると違うかということです。

【樋口委員】 上の条文は、それはそれでこういうことも一般的にあれば、それでいいかなと思うんですけど、その「適当」の意味が何か、適当と認められるということは、例えばどんな理由のときに、何をもってどういう行為をもって、それを認めるのかというのはちょっと例示されておかないと、解説ですからね。そこはちょっと親切に書いていただく方が、議会としては望ましいなと。

【小笹委員】 何をもって会議を公開するかとか、非公開にするかということ、大方の人はあんまり認識してはらへんと思うんですね。

【部会長】 議会の人がある基準を作っていくじゃない、公開か非公開。

【樋口委員】 常に審議を対象にしてしまっている。そのルールが今ないので、そこを決めないといけないという状況があれば、決めていかないといけないですね。

【部会長】 そうですね、非公開の基準を。大体は個人情報とか、経營業績とかね。

【小笹委員】 ただ単に、そのときそのときにやろうな。

【事務局】 「適当」という言葉が何か変やな。「必要」とか。

【部会長】 それと、基準をやっぱり明確にしておくことが必要だな。

【事務局】 それと、115条の規定による秘密会を含む、例えば個人情報……。

【田中委員】 言わはったように、ちょっと例示しておいて、必要っていう。ほんま言うたら、冗談で言うてたけど、適当というのを必要に変えたらええと思うし、その前に言わはったように、1つ例に出しておいて……。

【小笹委員】 など必要という。

【田中委員】 ああそうかというように、ぱっと分かるような。それぐらいでええん違うかなあと思うんやけどな。今言うように、前文に付いたるわけやし。

【事務局】 個人情報を開示し難いなど。

【部会長】 そう、例示の方にそれが要るんや。

【事務局】 例示の方に。ただしの後に入れさせてもらったらいいですね。ただし、個人情報に関わる事項など。

【部会長】 必要と認めれるときはね。それ入れてもいい。

【事務局】 個人情報の事項なのか、そういうことか。

【田中委員】 そしたら、見はった人は、いい加減なことで、本当に適当なことで書いてないなということが分かる。

【小笹委員】 これ非公開や言うて、誰かが言うたら非公開になるようなものと違って。

【部会長】 本会議の非公開というのは。

【小笹委員】 本会議はもう、秘密会の議決しないとだめなんです。

【部会長】 ん？ 何？ ただし？

【事務局】 ただし、個人情報に関する事項など地方自治法第……。

【部会長】 うん、必要と認められるときは。ただし個人情報の保護に関わる。

【部会長】 必要と認められるときは、適当やなくて。

【樋口委員】 多少冗長になるかも知れないですけど、ただし個人情報の事項に係る事案については、などなど、必要に応じて非公開にすることができる。その場合は、その理由を公表しなければならないとしています。で、また、地方自治法第115号の規定により、秘密会というものを設けることができ、そういう場合にもその理由を公表しなければならないものとしていますというふうな、ちょっと冗長ですけど、整理する意味ではそう書いた方が、読み手は分かりやすいかと思いますね。

【部会長】 今のは、第2項の書きかえのことを言ってるの？

【事務局】 解説案です。

【小笹委員】 2項は、もう「ただし必要」というのに変えるだけ。

【部会長】 よろしいですか。他になければ、次に最後の、議員の役割・責務について。

#### 4・議員の役割・責務について <事務局：検討資料読み上げ>

【部会長】 はい、どうぞ。 ちょっと引っかけたのは、「市民の代表者としての品位」とはいいんだけど、「名誉を保持し」というのは、こういう使い方をするのかな。

【田中委員】 あえて入れる必要はない。

【部会長】 嫌みになる。

【樋口委員】 名誉って、議員だけの名誉じゃないと思うんですけど。

【首藤委員】 これちょっと希望ですけどね。議員さんの仕事の大きなあれとして、今ちょっと思っているのは、市民自治を推進しようとしていますわね。市民の意識のレベルをもう少し、啓蒙していかないといけないと思うんですね。もう少し自治をするという高尚な意識の人が増えていかないと、議員さんも大変やと思うんですね。だから、そういうふうな啓蒙の活動というんですかね、そういった活動を議員さんも是非ともやっていただきたいなと思うんですよ。そうすればまた、議員さんとしてもやりやすくなるんでね。今



も私のずっと見とる感じでは、文句言うとなればいいというか、エゴを出して要求すればいいんだというようなことと言う人が多いので、これではちょっと市民自治は進みませんか  
らね、あれは。やっぱり市民自治を推進するためには、市当局も啓蒙しますけど、議員さん  
も啓蒙するというような努力をして欲しいし、ここにも書いてもいいかとは思うんです  
けどね。

【部会長】 結構、難しいかなと思います。啓蒙。

【首藤委員】 難しい、そうですか。

【樋口委員】 先ほどの役割と権限のところかな。

【首藤委員】 議会の機能としたら、市民自治を推進するという何か、議会としては入  
っているんですよね。議員さんとして。

【入口委員】 自己研鑽していただけるということで、ここで振ってもらおう。

【首藤委員】 私の希望ですからね。あえては言いませんけども。そういうふうにした  
ら大変だなという。

【部会長】 市民全体の福利を常に念頭に置く議員行為を持って、市民が変わっていく  
ことを期待するということ。

【樋口委員】 やるべきことというのは、議会としてのものであって、ここは、どちら  
かという、議員の部分は、心構えというふうな、姿勢というか、そういう部分で書き分  
けられているのかなという気がします。

【首藤委員】 分かりました。

【部会長】 市民全体の福利を念頭に置いて活動していただければ。それは無理やなど  
市民に言える議員はいないでしょうし。

【樋口委員】 非常に大事なことなんやけど。

【小笹委員】 議会として、今おっしゃったような話に合うような具体的な機会という  
のは、今まで余り持ててなかったのが事実やと思うんです。例えば栗山町なんかやったら、  
外出て行って委員会するとかね、そういうことをして、実際に何を議会で議論しよるんか  
というようなことから、それが直接自治意識の向上につながるかどうかはともかく、少な  
くともその自治機関である、じゃ、どんな議論をしよるんやというのを、こっちから出向  
いて行って見てもらうというような取り組みをしているというのもあって。

【樋口委員】 先生から言われてますのは、この条例制定に向けて、議会なりその他に、  
中で議論してますわね。そのときに、公聴会を設けて、市民に訴えていくような形でやら

れてどうかというのを御提案もいただいておりますので、その辺もできるだけ手直しも必要ですけれども、できるように、それは多分、啓発という部分にもつながっていくことになると思いますので、そういう努力はしていきたいと思います。

【入口委員】　　うちの地元で、例えば「議員さん来てください」と。例えば市民自治についてお話しをお伺いしたいと……。絶対もめるんです。議会から来てください。だったら別なんですよ。だから各議員さんをお願いすることであって、議会等で、例えばその担当の議員さんが出てきて、説明をやるのだったらオーケー。だから議員さんじゃなしに、議会さんの方に推進という。

【小笹委員】　　例えば、当該の地域の地域活動なんか、押されて出てきている人もいれば、僕みたいな政党の推薦をもらって出てきている人間もいればということ、議員個人に出て行けというと、どうしても、公的な機関として出てきているのかどうなのかということになってくると思うので、個人の議員が行くにしても、議会を通じて、例えば委員会であれずるとかそういうことであれば、逆に受け手の市民の人も安心するやろし。

【首藤委員】　　国会議員さんもそうやけど、市民に譲歩するとかね、甘やかすとか、そういう方向で……。選挙がありますからね。そういうことですけど、そういうことで、やってきたから、今の市民がこうなっている可能性も、あれもあるので、やっぱりそういう中に見地で市民を啓蒙するというふうにしていかないと、要は、今過去の選挙を通じて、あればっかりなれるからね。わがまま言うとかばいいんだというようなことになってるあれもあるんですよ。

【樋口委員】　　そういう意味では、まさに議員としてやっちゃうと、そこを意識してしまっているので、議会として。

【首藤委員】　　そうですね。

【樋口委員】　　組織としてやらないといけないということがあると思うんですね。まさしく検討課題で、検討中ということになるんですけども、よく他市の議会なんかで時々やられているのは、議会として、市政報告、議会報告というようなことで、出向いて行って、地域で報告会をします。ただそのときに、議員個人の意見をそこで述べないような形で、終始徹底するとかあるんですけども、その辺の下地を作っておかないと、行く人によって違うことを言われるようなことになると、これはまた大変なんで、その辺のこれからちょっとルール作りもしながら、そういうことが実際実施できるような形に持っていきたいなと思っているんですけど、ちょっとまだ検討課題となっておりますけど。そういうのをど

んどんと広げていければ、首藤さんおっしゃるようなことには、お応えできるんじゃないかと思うんですけど。

【首藤委員】 議会の機能には入ってますからね。僕はそういうことで、個人の品位という部分もそれは結構ですよ。

【部会長】 はい、それでは、「名誉」を削るか。「品位」だけにしようか。

【事務局】 はい。

【部会長】 なければ、審議を終えたいと思います。

【田中委員】 ちょっと何か、1番最後のところ、違和感があるんですけど、申しわけないんですけど、「期待されることから、そのための常に自己研鑽に努めていくこと」としているのは、これおかしくないですか。

【首藤委員】 どこですか。

【部会長】 一番下のところ。

【田中委員】 一番下。

「そのための常に自己研鑽に努めていくべきことを規定しています」というのは。

【部会長】 「そのため常に」で。

【田中委員】 常にというのが、多分。何か、俺もよう分からんから聞いてんのやけど、違和感なかったらそんでええねんけど、違和感がちょっとあるんですけど。

【小笹委員】 「そのための」を抜いたら、普通ちゃう？

【部会長】 期待されることから、常に自己研鑽に努めて。

【田中委員】 いや、抜いても、ちょっとおかしいやろ。おかしくないか。「そのため」抜いても。おかしいやろ。しょうもないことでごめんやけど。何となく、読み下りにくいねん。

【首藤委員】 そのためにとすれば、いい。そのためのとするとおかしいけど、そのために。

【部会長】 「市議員に」はおかしいんじゃないか。「市議員は」だろ。

【田中委員】 常にを取ったらどうやろ。そのための自己研鑽に努めていくことを規定しています。

【部会長】 市議員には「期待されることから、」

【田中委員】 別に分かるけどね。書いてある意味は何もおかしいこと何もないんやけど。何か日本語が違和感ある。まあ、ええねんけど。

【部会長】 違和感あります。

【田中委員】 あります？ ああ、よかった。俺だけやったら。

【首藤委員】 「そのための常に」というのが。

【田中委員】 「そのための常に」というと、何となく。

【首藤委員】 これ、ちょっとおかしい。そのために。

【田中委員】 「に」もおかしいですね。

【首藤委員】 常に、もうそのためにをやめて、なくしたらどうですか。常に自己研鑽。

【小笹委員】 だから「期待されます」で切って、「ます」で切って、「そのため常に、自己研鑽」。

【田中委員】 いや、それもおかしい、ちょっと。文のつながり方がおかしい。

【小笹委員】 え、何で？

【首藤委員】 「そのための」という、それを削除すると、スムーズにいきますけどね。

【田中委員】 そうやな。「そのための」を消したら、ええんちゃうん。

【部会長】 だから、それをさっきから言ってるやん。

【首藤委員】 ちょっと教えてほしいんですけどね。今の同じところの文章で、政策の提言や提案というのは、提言と提案、どう違うんですか。提言いうたら、提案のこと違うんですか。

【部会長】 同じでしょうね。政策の提言や提案能力の一層の向上じゃないの。

【小笹委員】 もう1回言ってください。

【部会長】 「政策の提言や提案能力の一層の向上」。「提案」を一層向上しても仕方ない。「能力」を入れて、「そのための」を削って。あと、なおおかしかったら、適当に直しておいてください。

よろしいですか。

【部会長】 はい。では、審議を終わります。

【事務局】 さっきの頭から4枚目のところで、「議会の責務等」というところで、条文の中で、その前の条文の「議会の役割と権限」のところで、「まちづくり」を「市民自治」に変えた経過がございますね。それを4ページ目の議会の責務というところの4枚目の条例の解説案の例示のポツの一番最後のところに、まだ市議会の定数は地方自治法云々というところがあって、また本市の「まちづくりを推進する役割」というところを、「市民自治を推進する役割」という格好で変えさせてもらって……。

【部会長】 はい。

【事務局】 それと、この部会でこういう形で決めていただきましたけれども、冒頭に樋口委員からお話が出たように、議会の改革検討会の方に持ち帰ろうという話ですので、それで検討されたものについて、パブリックコメントの前の検討会までに提示をしていただきましたして、そういうような変更があれば、検討会でその部分について、また返していただくということですね。

【部会長】 キャッチボール。よろしくお願いします。

はい、よろしいですか。ほかないですか。

【事務局】 5回目の検討委員会の中でペンディングやったところ、修正をかけさせていただいております。一応網掛けのところについて、例えて言いましたら、近隣自治体との連携のところ、条例の解説案については、どういうものを今現在やっているのかという例示を挙げてくださいというのでありまして、広域連携であれば、さらに条文の中で市民参加を進めながらというのを解説していただいて、間に言葉を入れるとか、それとか、同じく条例の解説案では、今現在やっている事例を挙げてくださいというようなものとか、最後の国際交流においても、言葉の若干の訂正と今現在やっているものの例示を挙げてくださいというところで、改正をさせていただきました。

一応、一度目を通していただいて、これでよろしければと思ひまして。

網掛けのところでございます。

【小笹委員】 国際交流のそこね、国際交流、多文化共生のところいうと、例えば国際化基本指針とあるけれども、それだけ違いますやんか。

【事務局】 けど、それがもう前提になっていると思うんです。

【小笹委員】 ただ、その個別……。

【事務局】 個別……。

【小笹委員】 「など」と入れといた方がいいん違うんかな。

【事務局】 策定するなど。

【部会長】 策定し、同意を求め、事業政策を展開するなど。

【田中委員】 国際化基本指針などを策定し、せえ言うてん違う？

【事務局】 だから、国際化基本指針を策定するなど。

【小笹委員】 するなどでもええし、要はこれだけではないんやな。

【樋口委員】 「するなど」とすると文章がつながらへん。指針などを策定し。

【事務局】        などを策定し。

【樋口委員】      これに基づいてやるんで、基づくものはほかにあるという趣旨ですね。

【田中委員】      それは、国際化基本指針などを策定し

【小笹委員】      大もとは国際化基本指針であっても、何ていうかな。実は下にあるところで、各々が、結構1つ1つが何かこう、意味あるというか、そんな言い方おかしいな。何と言うたらいいのか、言葉が出てけえへんけど。

【田中委員】      だから、国際化基本指針を元とした何々などを策定。

【小笹委員】      だから、今までも言ってたけど、多文化共生で、必ずしも、外国人の問題だけでもない。

【事務局】        そうですね。

【小笹委員】      そういう意味では、国際化基本指針などというふうにしておいた方がいいんと違うかなと思うんです。つまりその生駒市の人権基本計画とかね、そういうものに……。

【事務局】        そういうものにも、それらに基づいて事業を展開することやからという意味で。

【部会長】        いいですか。「など」にする。

【事務局】        だから、「国際化基本指針など」を策定しということで、「など」という言葉を入れたらいい。

【部会長】        「これに基づく」じゃないな。「それらに基づく」。

【事務局】        そうですね。1つと違いますから。

【部会長】        はい。あと、よろしいでしょうか。

【部会長】        はい、では、どうもありがとうございました。

【事務局】        ありがとうございました。